

静かな空を
もとめて

昭島支部だより

第2次新横田基地公害訴訟
昭島支部 12月15日 第13号
発行責任者 永川勝則
編集責任者 奥村 博

12月11日、東京地裁立川支部507法廷において、進行協議が行われました。これは民事訴訟規則により口頭弁論（いわゆる法廷での裁判）以外で、事件の争点整理、争点と証拠の関係なたサンプルも示しました。

法廷には12名の弁護士、6名の原告が入り、12名の原告は外で待機でした。原告の弁護士から提出した立証計画の意見書に沿って説明があり、なおかつ裁判長が求めていた地図コンター図と原告居住地を記したサンプルも示しました。

意見書に対しても国側は主張できるものは順次早期に示していくが、丁寧な準備により多くを主張すること

は難しく、時間がかかるこ

とを了解してほしい。次回弁論期日までに騒音についての反論は出すと回答しました。

居住の事実確認について

は、原告側は住民票での確

認を双方が受け入れれば済

むと主張しましたが、国側

は防音工事の調査があると

主張しました。求めていた

国側の主張スケジュール提

示は、関係省庁も多く2カ

月スパンは厳しく約束でき

ないと回答し、裁判長から

国側は早く主張を出すよう

に促されました。

横田基地騒音訴訟は大き

く分けて3度目であり、論

点はほぼ出尽くしています。

現在も嘉手納、普天間、小

松、厚木、岩国で同様の訴

訟が進行しており、争点も

共通しています。国の態度

は訴訟を遅らせて原告、住

民を疲れさせることを待つて

いるような姿勢です。

裁判長に対しても一日も早

く原告ら住民の負担を取り

除くよう早期に進行される

よう主張し終了しました。

進行協議で訴訟進行についての意見書提出

国は具体的かつ詳細な反論を早期に提出すべき

12月11日、東京地裁立川支部507法廷において、進行協議が行われました。これは民事訴訟規則により口頭弁論（いわゆる法廷での裁判）以外で、事件の争点整理、争点と証拠の関係など

裁判上必要な問題について当事者双方を呼んで、事前に整理するという手続きです。法廷が狭いため多くの原告が入れませんでしたが注目しているとのアピールは出来ました。

12.8三多摩大集会で署名行動



多くの皆さんのが集まつた、憲法改悪阻止！安倍政権の暴走ストップ！12・8三多摩大集会(井の頭公園)には4000名が参加しました。秘密保護法撤廃、オスプレイ配備反対など、私たちの要求を思いを鮮明に打ち出す集会として大きく成功しました。昭島支部も参加した「オスプレイの横田基地配備計画撤回と飛来計画断念」署名を訴える行動では、556筆の署名を集めることができました。

署名集
約数!
1300
筆

全国基地爆音訴訟 原告団連絡会議

第3回総会



全国基地爆音訴訟原告団連絡会議第3回総会が、石川県小松市で11月23・24日開かれ、大野團長、支部事務局長奥村、山本哲子弁護士らが出席しました。交流会での騒音力センターの取組みなど情報交換が出来たことや、記念講演では、基地騒音健康被害調査で判明した事実を聞くなど意義ある総会でした。

次回弁論は、2014年2月12日(水)午前11時より